

技術力向上・人材育成を支援します!! 羽村市中小企業技術力向上及び

人材育成支援助成金について

羽村市では、市内の中小企業者へ技術力向上および人材育成を支援すべく、講習会の受講料や資格取得に要した費用について、市内中小企業者が負担した経費の二分の一（上限 20 万円）の額を助成しています。

■助成対象者

次のすべてを満たすことが条件となります。

- (1) 既に納期の到来した市税を完納していること
- (2) 現に市内で事業所を有すること
- (3) 日本標準産業分類に掲げる産業のうち大分類N中分類80の娯楽業及び大分類P中分類83の医療業を営む者並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者でないこと

■助成金の額等

助成対象となる経費の2分の1の額（1,000円未満切り捨て）

※1社一年度上限額20万円（上限額に達するまでは複数回申請可能）

■助成対象経費

助成の対象となる経費は、中小企業者の負担に係る講習会等の受講及び資格取得等に要した経費のうち、次に定めるものとします。

- (1) 外部から招へいた講師に対する講師料
- (2) 外部の研修機関等に対して支払った受講料
- (3) 資格取得等に直接要する受験料及び受講料
- (4) 講習会等の受講又は資格取得等のための機材、機器及び貸し室等の借上げに要した経費のうち、講習等の期間に対応する経費
- (5) 講習会等の受講又は資格取得等に直接要した資料、資材及び原材料等にかかる経費のうち実費相当分

■その他

- (1) 資格取得又は講習会受講等終了後、3ヶ月以内に申請してください。
- (2) 申請時に、講習会等の申し込んだ日や講師を依頼した日が分かるものも添付してください。



技術力向上及び人材育成
支援助成金制度 QR コード

■お問い合わせ

羽村市 産業環境部 産業振興課 商工観光係
TEL 042-555-1111（内線657）
Eメール s206000@city.hamura.tokyo.jp